

別表十三(五)

「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例			
所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え (第1号該当)	「第68条の78第1項」、「第68条の78第9項」又は「第68条の80」	10352	「21」欄の金額 (「27」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第2号イ又はロ該当)		10532	
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第2号ハ該当)		10533	
過疎地域の外から内への買換え (第3号該当)		10534	
都市機能誘導区域の外から内への買換え (第4号該当)		10535	
既成市街地等及びこれに類する一定の区域(人口集中地区)内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え (第5号該当)		10356	
防災再開発促進地区内のうち危険密集市街地内における防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴う土地等の買換え (第6号該当)		10234	
所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物若しくは構築物又は国内にある鉄道事業用車両運搬具への買換え (第7号該当)		10405	
日本船舶から日本船舶への買換え (第8号該当)		10357	
特別勘定の設定により課税の特例を受けた場合のその特別勘定に係る買換え	「第68条の79第8項において準用する第68条の78第1項」若しくは「第68条の79第9項において準用する第68条の78第9項」若しくは「第68条の80」又は「平成29年旧措置法第68条の79第8項において準用する平成29年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「平成29年旧措置法第68条の79第9項において準用する平成29年旧措置法第68条の78第9項」若しくは「平成29年旧措置法第68条の80」	10540	

※ 「第68条の78第9項」、「第68条の79第9項において準用する第68条の78第9項」又は「平成29年旧措置法第68条の79第9項において準用する平成29年旧措置法第68条の78第9項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 「第68条の80」又は「平成29年旧措置法第68条の80」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 区分番号「10540」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る買換資産を取得した場合が該当します。

「36」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
 ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例			
所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え (第1号該当)	「第68条の79第1項」、「第68条の79第3項」又は「第68条の80」	10358	「36」欄の金額 (「38」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第2号イ又はロ該当)		10536	
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第2号ハ該当)		10537	
過疎地域の外から内への買換え (第3号該当)		10538	
都市機能誘導区域の外から内への買換え (第4号該当)		10539	
既成市街地等及びこれに類する一定の区域(人口集中地区)内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え (第5号該当)		10362	
防災再開発促進地区内のうち危険密集市街地内における防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴う土地等の買換え (第6号該当)		10253	
所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物若しくは構築物又は国内にある鉄道事業用車両運搬具への買換え (第7号該当)		10406	
日本船舶から日本船舶への買換え (第8号該当)		10363	

※ 「第68条の79第3項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 「第68条の80」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合が該当します。